

## 第12回 通訳案内士制度のあり方に関する検討会の開催結果について（概要）

平成28年2月29日  
観光庁観光資源課

我が国に通訳案内士制度が創設されて60年以上が経過している中、訪日外国人旅行者数の増加及びニーズの多様化に的確に対応できるよう、中長期的な視野から、新たな通訳案内士制度を構築するための具体的な方策について検討を行うため、「第12回 通訳案内士制度のあり方に関する検討会」を開催しました。

### 1. 開催日時・場所

- ・ 日時：平成28年2月29日（月）15:15～17:15
- ・ 場所：中央合同庁舎2号館15階 海事局会議室

### 2. 出席者（別紙のとおり）



### 3. 配布資料

- ・ 委員名簿
- ・ 配席図
- ・ 【資料1】観光を巡る状況について
- ・ 【資料2】規制改革会議の検討状況について
- ・ 【資料3】業務独占のあり方について

### 4. 検討会での発言等

事務局より、資料1について報告後、資料2及び資料3の説明を行い、議論を行った。以下はそのうち主なものの要約。

- 有資格者はほとんど活用されておらず、訪日外客の数が増えても、質の保証のある国家資格者と特例ガイドで対応可能。数は不足していない。
- 質の低いガイドや悪質なガイドが増加し、安全で信頼できる日本の印象が損なわれ、リピーターの増加も望めなくなる懸念がある。
- 通訳案内士試験の受験者が減り、将来の優秀な人材が育たなくなる恐れがあり、インバウンドの旅行会社が安心してツアーを依頼できる優秀な通訳案内士を探すことが困難となる懸念がある。
- 悪質な商売をする中国などからの闇ガイドの横行を許し、近い将来、きちんと日本を紹介できる、質の高い通訳案内士が見つからなくなる危険性がある。

- ガイドは訪日のお客様の安全を守るための的確な情報を与える、危機管理の任務も備えており、他の業務独占職と同等以上の責任がある。
- 業務独占を廃止すると、若い受験者は、これから難しい試験を受けるような気持ちがどんどんなくなっていく。なぜ、ここで業務独占の廃止をしなければいけないのか、理由がいまいちわからない。
- 万が一、業務独占が外れた場合においても、旅行会社が依頼する場合は、必ず通訳案内士でなくてはならない、あるいは、FIT が個人でガイドを雇う場合は、一定の部分は業務独占を外すことはやむを得ないとするなど、方法はあるのではないか。
- 業務独占を維持するのであれば、例えばA、B、C、Dぐらいの5段階ぐらいにして、旅行会社が依頼する観光ツアーには必ずそのA、B、Cレベルの人が従事しなくてはならないこととし、それ以外の個人の観光客への対応には、下のレベルのランクでもよいというような、柔軟性を持った改善策を考える方法もあるのではないか。
- 韓国が、1999年に規制緩和を行った後、10年経って、資格制度を復活させたという事例にわれわれも学ぶべき。
- 通訳案内士制度の見直しの有無にかかわらず、ガイドのレベルを確認できるクオリティーの指標は必要。旅行会社としては、レベルの高い方を使うので、業務独占を撤廃するか維持するかは一つの判断だろうが、運用的には限りなく今の資格制度に近づく。
- 実態としては、ロコミが、どこまで全世界の旅行会社に共有を徹底できるかというと、非常にハードルは高いと思う。ロコミで担保というのは、現実的ではない。
- 仮に業務独占がなくなったとしても、明確にクオリティーが担保できるというのがあれば、旅行会社はクオリティーの高い人たちを中心に使っていくことに現実的にはなる。ただし、これから先、若い人のモチベーションが落ちて、さらにそういうクオリティーを取りにいいこうという形になりにくくなるのかなという危惧がある。
- キックバックやぼったくりのような話は、業務独占の議論とは別の議論ではないか。
- ラーメン屋を案内できる人が10倍に増えても何の解決にもならない。旅行会社で手配できるレベルの人を2倍、3倍にするほうがはるかにいい。
- 業務独占を廃止すれば、現在資格のない東南アジア国々の旅行者についても手配

してほしいとの話が出てくる。そうした時に品質の保証ができないので、我々旅行会社にとっては、今後新たな問題になると考えている。

- 業務の範囲に関する整理が不明確なところがあるので、そこは明確にする必要があるのではないか。
- ガイドのレベルについては、業務独占で確保するのか、別の仕組みを構築するかはともかく、一定程度確保したい。
- 業務独占規制を維持しつつ、東南アジアやイスラム圏の言語の扱いも検討する必要があると認識している。

次回の検討会の日程については、後日事務局から調整することで閉会。